

連結損益計算書

(単位：百万円)

	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
経常収益	27,179	26,703	27,207
資金運用収益	20,781	20,400	17,710
貸出金利息	10,683	10,794	10,759
預け金利息	722	668	746
有価証券利息配当金	9,149	8,698	5,959
その他の受入利息	225	238	245
役務取引等収益	2,926	3,114	3,619
その他業務収益	575	756	1,775
その他経常収益	2,896	2,432	4,102
償却債権取立益	102	42	151
その他の経常収益	2,794	2,389	3,950
経常費用	22,457	19,920	23,681
資金調達費用	665	447	399
預金利息	641	426	378
給付補填備金繰入額	15	12	15
借用金利息	8	7	6
その他の支払利息	0	0	0
役務取引等費用	1,794	1,777	1,824
その他業務費用	1,353	266	4,989
経費	15,765	15,195	14,945
その他経常費用	2,878	2,233	1,522
貸倒引当金繰入額	382	122	-
その他の経常費用	2,496	2,111	1,522
経常利益	4,722	6,782	3,525
特別利益	0	0	1
固定資産処分益	0	0	1
特別損失	1	4	25
固定資産処分損	1	4	25
税金等調整前当期純利益	4,720	6,778	3,501
法人税、住民税及び事業税	1,367	1,584	435
法人税等調整額	△217	213	401
法人税等合計	1,149	1,798	837
当期純利益	3,570	4,979	2,663
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	3,570	4,979	2,663

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
資本剰余金の部			
資本剰余金期首残高	197	197	197
資本剰余金増加高	-	-	-
子会社株式の追加取得	-	-	-
資本剰余金減少高	-	-	-
配当金	-	-	-
資本剰余金期末残高	197	197	197
利益剰余金の部			
利益剰余金期首残高	176,051	179,572	184,516
会計方針の変更による累積的影響額	-	13	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	176,051	179,586	184,516
利益剰余金増加高	3,570	4,979	2,663
親会社株主に帰属する当期純利益	3,570	4,979	2,663
利益剰余金減少高	49	48	48
配当金	49	48	48
利益剰余金期末残高	179,572	184,516	187,132

2023年3月期注記事項

連結財務諸表の作成方針

- (1)連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社及び子法人等 2社
会社名
へきしんリース株式会社
へきしん信用保証株式会社
 - ②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2)持分法の適用に関する事項
 - ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - ②持分法適用の関連法人等
該当ありません。
 - ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - ④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
 - ⑤他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称
会社名
東祥東海リート投資法人
当金庫が投資目的のために出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。
- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社
- (4)のれんの償却に関する事項
のれんの発生はありません。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表関係

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - 5.デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 6.当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
・建物…………… 3年～50年
・その他…………… 4年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - 7.無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - 8.当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 9.当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づいて損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,403百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 10.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - 11.退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
・数理計算上の差異……………各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の際連結会計年度から損益処理
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- 当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
 - ・年金資産の額……………1,740,569百万円
 - ・年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額……………1,807,426百万円
 - ・差引額……………△66,857百万円
 - ②制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合（令和4年3月分）……………1.25%
 - ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金237百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
 - 12.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 13.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 14.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 15.役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものなどがあります。また、その他の役務収益には、口座振替手数料など預金業務に基づくもの、融資手数料など貸出業務に基づくものおよび保険代理店手数料や投信取次手数料など預り資産業務に基づくものなどがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。外為手数料の一部について契約負債を「前受収益」として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 - 16.当金庫及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金の計上

(1) 当連結会計年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 2,646百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金の算出方法（予想損失額の算定を含む）は、重要な会計方針として9.に記載しております。

貸倒引当金の算出に当たり、当金庫及び連結される子会社では、貸出先の財務状況、資金繰り、収益力等、将来の業績見通しに応じた「債務者区分」を判定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、貸出先の定量的な要素に加え、定性的要素等を勘案した判断を行っており、主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

不動産担保のうち、土地については原則として路線価方式により評価を行っております。また、建物については原則として再調達価格法により評価を行っております。上記以外の担保保証については、客観的・合理的に回収可能見込額を見積り、評価を行っております。

なお、世界的なインフレの高止まりと金融引き締めに伴う経済への影響は、令和6年3月期の一定期間において継続することを想定しておりますが、政府の経済対策等に支えられ貸出金等に多額の損失が発生するに至らないとの仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

当金庫及び連結される子会社では、貸倒引当金の計上に当たって用いた会計上の見積りについて、過去の実績や現在の状況に応じて合理的に判断しております。しかしながら、国内外の景気動向の変化、貸出先の経営状況の変化及び担保価値の低下など、見積りに用いた前提条件の変化により、貸倒引当金の増額又は減額が必要となる可能性があり、これにより当金庫及び連結される子会社の経営成績に影響を与えることがあります。

18. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 28,429百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額 274百万円

21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、営業車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,874百万円

・危険債権額 21,446百万円

・三月以上延滞債権額 240百万円

・貸出条件緩和債権額 4,614百万円

・合計額 31,177百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,505百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

・担保に供している資産

・有価証券 93,661百万円

・預け金 1,109百万円

・その他の資産 26百万円

・担保資産に対応する債務

・預金 23,878百万円

・借入金 34,025百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、上記のほか保証金433百万円が含まれております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,451百万円であります。

26. 出資1口当たりの純資産額 69,200円52銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。主に金利変動を伴う金融資産、金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ貸出先又は発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する基準及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には証券財務部において有価証券の金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しているほか、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替予約取引等を利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

証券財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は証券財務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、「預け金」、「有価証券」、「商品有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等の市場リスク量を主にVaRにより四半期で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（有価証券：観測期間5年、信頼区間99%、保有期間半年、預金・貸出金等：観測期間5年、信頼区間99%、保有期間1年）により算出しており、令和5年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在の当金庫グループの運用勘定と調達勘定のリスク量を相殺した市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で33,922,389千円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。なお、市場リスク量には、VaRで算出していない私募リートと非上場株式は含まれておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金	520,693	516,717	△3,975
(2)買入金銭債権	8,917	8,912	△4
(3)有価証券			
その他有価証券（*1）	717,528	717,528	—
(4)貸出金	1,179,781		
貸倒引当金（*2）	△2,310		
	1,177,470	1,171,193	△6,277
金融資産計	2,424,610	2,414,353	△10,257
(1)預金積金	2,270,355	2,271,216	860
(2)借入金	34,025	34,036	11
金融負債計	2,304,380	2,305,253	872
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

（*1） その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

【金融資産】

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権のうち、1年以内に決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超となるものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超となるものうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該買入金銭債権の元利金の合計額を同様の新規買入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債については、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

【金融負債】

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	706
組合出資金 (*2)	198
合計	905

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
 (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金 (*1)	358,084	83,609	34,000	45,000
買入金銭債権	1,349	6,811	755	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	98,714	151,810	151,381	183,445
貸出金 (*2)	257,325	316,657	228,418	377,380
合計	715,474	558,888	414,555	605,825

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めておりません。
 (*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは「1年以内」に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	2,034,760	234,456	13	1,124
借入金	23,150	10,875	-	-
合計	2,057,910	245,331	13	1,124

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

(単位：百万円)

売買目的有価証券	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額			取得原価	差額
	連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	取得原価	差額		
株式	5,950	2,435	3,514		
債券	126,505	125,888	616		
国債	1,931	1,929	1		
地方債	63,251	62,942	309		
社債	61,322	61,016	305		
その他	38,059	35,089	2,969		
小計	170,514	163,414	7,100		
株式	3,839	4,339	△500		
債券	316,384	331,528	△15,143		
国債	11,664	12,449	△784		
地方債	49,003	51,911	△2,907		
社債	255,715	267,167	△11,451		
その他	226,789	246,608	△19,818		
小計	547,014	582,476	△35,462		
合計	717,528	745,890	△28,361		

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	7,838	1,968	52
債券	29,913	1,244	-
国債	22,286	1,058	-
地方債	1,388	13	-
社債	6,239	172	-
その他	2,291	300	-
合計	40,043	3,513	52

31. 減損処理を行った有価証券
 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
 当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、市場価格等に基づく時価のあるもののうち、連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理することとしており、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度等を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。また、市場価格のない株式等については、取得原価に対して実質価額が原則として50%以上下落した銘柄を減損処理することとしております。

32. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,799	-

33. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が	うち時価が
				連結貸借対照表計上額を超えるもの	連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、135,570百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが125,729百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△8,338百万円
年金資産（時価）	8,766
未積立退職給付債務	428
未認識数理計算上の差異	△527
連結貸借対照表計上額の純額	△99
退職給付に係る資産	-
退職給付に係る負債	△99

36.収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	……………	100百万円
顧客との契約から生じた債権	……………	86百万円
契約負債	……………	100百万円

37.会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、従来は取得原価をもって貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として時価評価する方法へと変更しております。この結果、当連結会計年度の有価証券が2,779百万円増加、その他有価証券評価差額金が2,018百万円増加、繰延税金資産が760百万円減少しております。

連結損益計算書関係

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額1,093円80銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、3,521百万円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■連結信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,875	4,874
危険債権	22,506	21,446
三月以上延滞債権	—	240
貸出条件緩和債権	3,923	4,614
小計 (A)	29,304	31,177
正常債権 (B)	1,123,978	1,154,010
総与信残高 (A) + (B)	1,153,283	1,185,188

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
7. 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

■連結自己資本比率

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目 (A)	182,539	187,444	189,817
会員勘定の額	180,949	185,887	188,494
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,427	1,421	1,413
うち、利益剰余金の額	179,572	184,516	187,132
うち、外部流出予定額 (△)	48	48	48
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△2	△2
基礎項目の額に算入される引当金	1,590	1,556	1,322
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,590	1,556	1,322
非支配株主持分のうち、経過措置により基礎項目に含まれる額	—	—	—
コア資本に係る調整項目 (B)	466	440	578
自己資本の額 (C) = (A) - (B)	182,073	187,004	189,239
リスク・アセット等計 (D)	1,166,419	1,182,076	1,229,580
資産 (オン・バランス) 項目	1,120,044	1,136,020	1,185,502
オフ・バランス項目	5,684	4,577	3,528
CVAリスク相当額/8%	2	6	6
中央清算機関関連	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額/8%	40,687	41,473	40,543
連結自己資本比率 (C) / (D) × 100	15.60%	15.81%	15.39%

- (注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■事業の種類別セグメント情報

当金庫の連結子会社の事業は、当金庫の業務を含む全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。